



あこう 中小企業者等支援給付金

赤穂市産業振興部商工課
電話 43-6838
FAX 46-3400

協力:赤穂商工会議所

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、売上げが大きく減少した市内中小企業者・個人事業者に対し、国の事業復活支援金に上乗せして「あこう中小企業者等支援給付金」を給付します。

1. 対象となる事業者 次の要件をすべて満たす個人事業者または中小企業者

- (1) 令和3年11月から令和4年3月までの間のいずれかの対象月で事業復活支援金に関する給付通知を受け取った者
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、交付申請受付時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 令和3年10月31日以前に事業所を開設している者
- (4) 市外に事業所を開設している個人にあつては、住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住所をいう。）を市内に有している者
- (5) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難される関係を有するものでない者

2. 給付金の額

- ・ 売上高が30%以上50%未満減少した事業者 6万円
- ・ 売上高が50%以上減少した事業者 10万円

3. 申請に必要なとなる書類

①申請書兼請求書【全申請者】	赤穂市商工課・赤穂商工会議所で配布／赤穂市ホームページからダウンロード
②国からの給付金通知【全申請者】	事業復活支援金の給付通知の写し
③振込口座確認書類【全申請者】	<u>申請者名義の通帳</u> 、キャッシュカード等の写し
④本人確認書類【個人】	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し
⑤市内事業所確認書類 【法人】 【市外に住所を有する個人】	市内事業所の開設状況が分かる書類 (パンフレット、チラシ、ホームページ、電気・ガス・水道の明細などの写し) ※市内に住所を有する個人は不要です。

4. 申請の方法

申請に必要なとなる書類を郵送または持参にて提出してください。

【受付期間】令和4年7月8日（金）～令和4年9月30日（金）

- 郵送の場合・・・宛先 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所商工課 宛て
- 持参の場合・・・受付期間中の午前9時から午後4時まで（土日祝日除く）

受付場所 市役所2階商工課